

1. 障害者の権利に関する条約における「合理的配慮」

- (1) 障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度（inclusive education system）等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けている。
- (2) 同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

2. 「合理的配慮」の提供として考えられる事項

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、「学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、「障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

（提供事項）

- (1) 教員、支援員等の確保
 - (2) 施設・設備の整備
 - (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮
- ※ただし、人員確保や経費のかかるものについてはすぐに対応できないこともあります。

3. 「合理的配慮」の例

(1) 共通

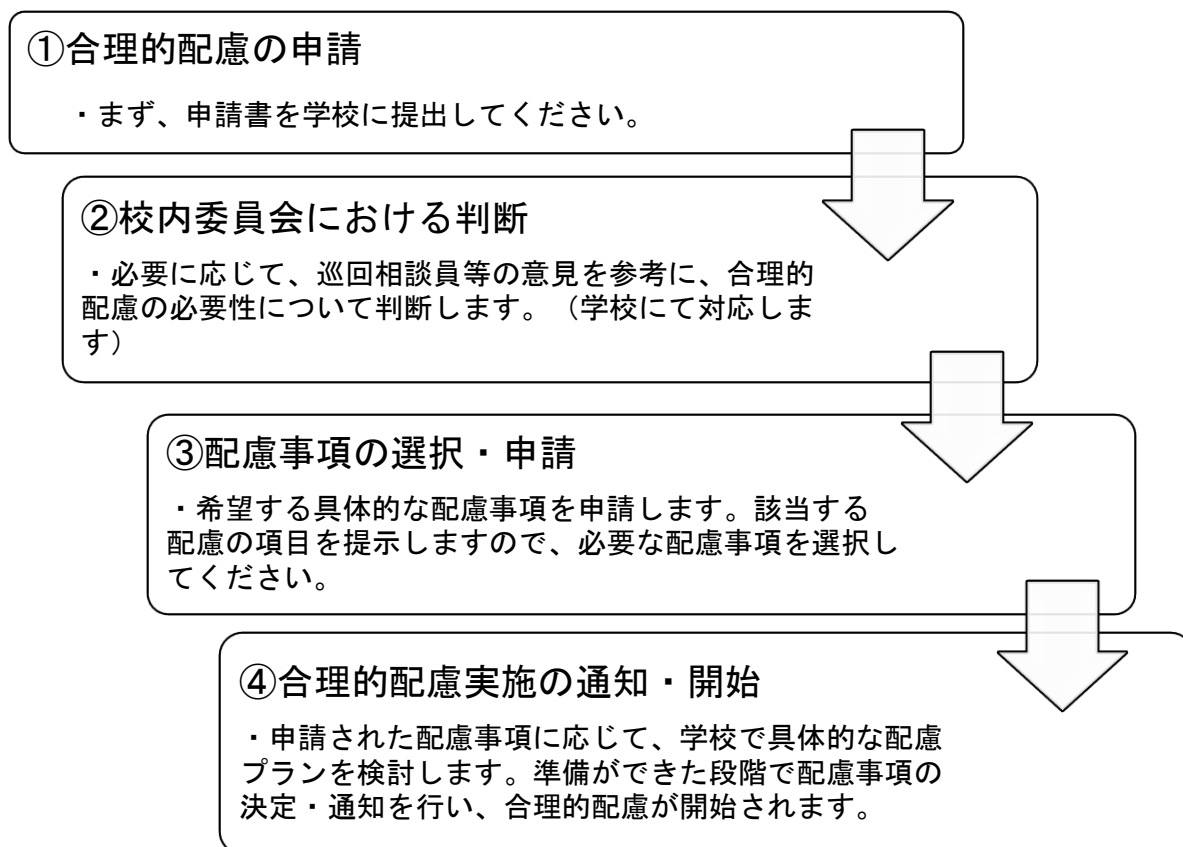
- ・ バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設の整備
- ・ 障がいの状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
- ・ 障がいの状態に応じた専門性を有する教員等の配置
- ・ 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置
- ・ 障がいの状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保
- ・ 点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段の確保
- ・ 一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT機器等の利用）
- ・ 障がいの状態に応じた教科における配慮（例えば、知覚障がいの美術、聴覚障がいの音楽、肢体不自由の体育等）

(2) 情緒障害

- ・ 個別学習や情緒不安定のための小部屋等の確保
- ・ 対人関係の状態に対する配慮（選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合等）

- (3) 学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、自閉症等の発達障がい
- ・個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保
 - ・クールダウンするための小部屋等の確保
 - ・口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報提示

4. 合理的配慮を受けるための主な手続きの流れ



※なお、ここで決定した合理的配慮の内容は必要に応じて適宜見直します。

5. 対象生徒

合理的配慮提供手続きの申請ができる生徒は、本校に在籍する生徒のうち、以下の(1)～(3)のいずれかの条件を満たす必要があります。

(1) 医師の診断書

合理的配慮提供手続きの申請前に、疾病に関する医師の「診断書」を学校に届け出ている者。「診断書」は3カ月以内のものであること。

(2) 教育経験

- ①小学校又は中学校段階で通常の学級の在籍時に「個別の指導計画」を有していた者。
- ②小学校又は中学校段階で通級による指導を受けた経験のある者。
- ③小学校又は中学校段階で特別支援学級に在籍した経験のある者。
- ④小学校又は中学校の入学前に「認定就学」の認定を受けた者。

(3) 専門家チームの相談会での相談歴

教育委員会が組織する専門家チームの相談歴がある者。

合理的配慮の提供項目リスト（ソフト面）

注1：知的障がいのある場合は、発達障がいの提供項目を準用

注2：①LD：学習障がい ②ADHD：注意欠陥多動性障がい

大分県立日田三隈高等学校

	提供項目	配慮種別						
		視覚	聴覚	肢体不自由	病弱	情緒	言語	発達 ①LD ②ADHD ③自閉症
授業前・導入	授業道具の出し入れ			○		○		②
	当日の授業の流れの視覚的指示（板書等）		○			○		②③
	遅れての入室			○		○		
	色つきガラスの使用許可							①
授業時	点字盤の使用許可	○						
	授業の録音許可	○	○	○	○	○		①
	パソコンによる記録の許可	○	○	○	○	○	○	①②③
	板書の撮影許可		○	○				①
	指定以外の筆記具の利用			○				②
	作業手順書の配布		○	○		○		①②③
	コミュニケーションツールの使用許可		○	○		○	○	③
	十分な作業時間の確保	○		○	○			①③
	計算機の使用許可（数学の授業時も含む）							①
	電子辞書又はパソコンの使用許可		○			○		①③
	書字による解答（口頭応答の代替）		○			○	○	
	口頭による解答（書字応答の代替）			○				①
	応答の際のマイクの使用		○	○		○		
	座席位置の指定	○	○	○	○	○	○	①②③
	車椅子用の机の使用			○				
	通路幅の確保（教室内）			○				
	通路幅の確保（特別教室内）			○				
低層階の教室での授業実施	○		○	○				

